

高木嗣雄税理士事務所報酬料金規定《業務（顧問）契約あり》

【月額顧問報酬に含まれる業務内容】 顧問報酬の規定に関しては、※1～5の詳細もご確認ください。

- ①月次顧問（税務・会計）、②クラウド会計ソフト導入支援、③記帳（入力）の支援、④入力処理の監査、⑤決算・確定申告書作成（法人の場合は別料金となります）⑥各種税務届出書作成、⑦税務相談、⑧税務調査時の立会【契約に含まれる基準日数2日（2回）】、⑨マイナンバー管理
（上記①～⑨の業務全て込みの料金ですが、⑤については、記帳の遅延により弊事務所が入力事務等を代行で行った場合は、別途事務手数料が発生します。）

- ※1 月額顧問報酬は、顧問契約を交わし弊事務所が使用するクラウド会計ソフトを利用し記帳の自計化をしていただくことを前提とした場合の規定です。当会計ソフトの利用に際し、銀行口座やクレジットカードを登録・同期していただくことで銀行やカードの入出金明細を会計ソフトに読み込み「自動経理」され効率化できます。（銀行口座やクレジットカードを登録・同期していただく場合、取引金融機関でインターネットバンキングの契約が必要となりますが、お手伝いいたします。）
 注）弊事務所で使用している会計ソフト以外で、法人の決算・申告書の作成依頼は下記★の例外規定報酬となります。ただし法人の顧問契約は必要です。
- ※2 月額顧問報酬は、税込の年商（収入金額）基準で設定しております。
 原則、初年度は面談時に前年の決算内容等から月額顧問報酬を算定いたします。また、新規開業された方などで前年の実績がない場合は、直近の収入金額を参考に当年分の年間見込み収入金額を計算して月額顧問報酬を算定いたします。
 次年度以降は、決算ごとに、前年度からの税込年商（収入金額）に変更がある場合は、月額顧問報酬を再計算し、次年度の報酬を更新します。
 ※新規開業された方や試しに1年だけなど「1年お試しプラン」もご用意！（この場合の月額報酬は事業規模や作業内容により応相談のうえ。）
 ただし、「お試しプラン」においても、法人の決算・申告については「※1の注）」に該当する場合、同様に下記★の例外規定の対象となります。
- ※3 調査立会における基準日数を超過した場合や旅費交通費・宿泊費等の実費相当額については、別途請求させていただきます。
- ※4 ①～⑨の業務と併せて弊事務所に記帳代行・給与計算業務の入力支援又は代行（年末調整・法定調書等作成支援・代行を含む）・償却資産申告・その他特別な業務依頼を依頼される場合については、以下のとおり別途追加料金が発生します。なお、法定調書等及び償却資産申告は提出義務があるため、個別に契約を交わさずに口頭などにより業務依頼の意思確認を行い、弊事務所が請け負って行った場合も追加料金は同様に発生いたします。
- ※5 必ずご面談のうえ報酬料金をお見積りします。ご検討いただいた結果、正式に業務依頼の要請があれば「業務（顧問）契約書」を作成します。
- ※6 「顧問契約なし（いわゆる年1）」での業務依頼における報酬料金については、別途「報酬料金規定《業務（顧問）契約なし》」をご覧ください。

個人の事業【営業・農業】所得・不動産所得			法人		
税込年商（収入金額）	月額顧問報酬料金（税込） ※定期的な巡回監査を希望の場合 下記の【補足説明】をご覧ください。		税込年商（収入金額）	月額顧問報酬料金（税込） ※定期的な巡回監査を希望の場合 下記の【補足説明】をご覧ください。	
1,000万円以下	月額顧問報酬	11,000円～/月	3,000万円以下	月額顧問報酬	27,500円～/月
1,000万円超 3,000万円以下	月額顧問報酬	16,500円～/月	3,000万円超 5,000万円以下	月額顧問報酬	33,000円～/月
3,000万円超 5,000万円以下	月額顧問報酬	22,000円～/月	5,000万円超 1億円以下	月額顧問報酬	38,500円～/月
5,000万円超 8,000万円以下	月額顧問報酬	27,500円～/月	1億円超 3億円以下	月額顧問報酬	44,000円～/月
8,000万円超 1億円以下	月額顧問報酬	33,000円～/月	3億円超	月額顧問報酬	応相談
1億円超	月額顧問報酬	38,500円～/月	決算及び確定申告書作成報酬（法人のみ）	月額顧問報酬×3ヶ月	
			★【決算・確定申告書作成に係る例外規定】 弊事務所が使用する会計ソフト以外の場合、データ移管に係る入力事務作業等の料金を考慮した金額になります	月額顧問報酬×10ヶ月	

【補足説明】
 ★月次顧問業務内容④において、通常、お客様が会計ソフトに入力（仕訳入力等のサポートも常時おこなっております。）していただいた仕訳のチェックは、クラウドシステムにより毎月入力内容の監査を実施いたします。また、資料の確認など必要に応じた訪問は事前にご連絡のうえ実施させていただきます。
 ★訪問による定期的な月1回の巡回監査をご希望される場合は別途5,500円/月を上記「月額顧問報酬」に加算させていただきます。

《別途追加料金となるオプション》※個人・法人とも報酬料金は同一となります。

1. 記帳代行の報酬【仕訳数基準】 ※電子帳簿保存法に伴う、証憑類のスキャナー保存の代行業務については別途追加料金となります。 なお、追加となる報酬料金は、下表の仕訳数を証憑類の枚数に読み替えて適用します。		2. 給与計算事務の①支援又は②代行の報酬（税込）	
【お願い事項】 ①仕訳帳・日記帳等の行数で計算します。 ②証憑類の提出をお願いします。（会計入力に必要な、領収書、請求書、レシート、預金通帳のコピー、クレジットの引落明細等の提出を翌月5日までにお願いします。） ③業務の効率化のため、インターネットバンキングの契約をお願いします。 ④元帳は、PDFデータでお渡しとなります。	月間仕訳数	月額報酬（税込）	【①給与計算事務の支援をする場合】 ・給与計算（支給額、源泉税、社会保険）が適正かの確認・給与明細作成支援（お客様にて発行）・「年末調整、法定調書等作成」支援・マイナンバー管理 基本報酬2,750円/月 ※5名を超えた場合1人増加につき550円/月を加算 【②給与事務を代行する場合】 ・給与事務代行（年末調整・法定調書等含む）の 基本報酬16,500円/月 ※5名を超えた場合1人増加につき3,300円/月を加算 ・年末調整・法定調書等作成代行のみの 基本報酬27,500円/年1回 ※5名を超えた場合1人増加につき5,500円/年1回を加算
	基準仕訳数（～100仕訳以内）	基準報酬（11,000円）	
	101～150仕訳	基準報酬+ 5,500円	
	151～200仕訳	基準報酬+11,000円	
	201～250仕訳	基準報酬+16,500円	
	251～300仕訳	基準報酬+22,000円	
301～350仕訳	基準報酬+27,500円		
350仕訳超	応相談		
3. その他所得、分離課税（土地・建物・株式・先物・FX）、贈与税、相続税、償却資産等の申告、修正申告、更正の請求		4. その他の特別な業務	
報酬料金規定《業務（顧問）契約なし》に記載の報酬料金に準じて別途請求いたします。		基本報酬（税込） 55,000円～/年1回【ご相談のうえ対応いたします】	

★上記の各報酬料金は、お客様の個々の事情によりご相談させていただきます。